

スポーツ庁・文化庁から地域クラブ活動のガイドラインが令和4年度に出され、それに基づき、栃木県でも移行プランが策定されました。本市といたしましても、「令和7年度中に、市内全8中学校の休日の部活動を1つ以上、地域クラブ活動に移行(地域移行)することを目指す。」とし、学校部活動の地域移行に向けた環境整備の在り方を示す方針を作成し、スムーズに地域移行できるよう取り組んでおります。現在、本市の実情に応じた地域クラブ活動への移行や広域部活動(拠点校部活動・合同部活動)に取り組んでおりますが、今後、地方公共団体や地域クラブ活動を実施主体とする団体等から報酬を得て指導する場合は、**営利企業への従事等の許可や教育に関する兼職等の承認(いわゆる「兼職兼業の許可」)が必要**となります。地域クラブ活動等から指導の依頼があったり、地域クラブ活動での指導を希望したりする場合は、速やかに校長に相談・了解を得た上で適切に申請を行ってください。

申請の手順

公立学校教職員が兼職兼業の許可を受けるためには、市教育委員会の関係規則に従い、別紙1(部活動地域移行における兼職兼業の申請の流れ)のような手順で申請が必要です。

許可の基準

那須地区市町教育委員会においては、教職員が兼職兼業を希望する際の許可基準を以下の通り申し合わせています。

【那須地区小・中学校等の教職員の兼職兼業に関する申合せ事項】

教職員が地域クラブ活動との兼職兼業を希望する場合は、当該市町教育委員会はその可否について、市町教育委員会が定める教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則・管理規則に従い審議する。
具体的な基準は以下の通り。

「学校の運営に支障がないようにすること」「信用失墜行為がないようにすること」を前提とし、時間外在校等時間と地域クラブ活動に従事する時間の合計時間が、

- ① 1ヶ月45時間以内であること。
- ② 年間360時間以内であること。

また、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加に伴い、一時的又は突発的に勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合は、

- ③ 1ヶ月100時間未満であること。
- ④ 年間720時間以内であること。
- ⑤ 1ヶ月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、4ヶ月又は5ヶ月の期間を加えたそれぞれの期間において、1ヶ月当たりの平均時間が80時間以内であること。
- ⑥ 45時間を超える月数が6ヶ月以内であること。

加えて、1ヶ月当たりの休日の兼職兼業による地域クラブ活動時間の目安は、「とちぎ部活動移行プラン」(R5. 3)に従い、16時間以内(活動回数4回/月 活動時間3時間+準備等1時間)とする。

労働時間の報告

職員の心身の健康確保のために、校長は地域クラブ活動での指導時間を把握する必要があります。該当職員は、所定の様式(様式6「兼職兼業に係る実績報告書」)により、校長に地域クラブ活動での指導時間を毎月報告することになります。時間外在校等時間と地域クラブ活動での指導時間の合計が月80時間を超えないよう心掛けてください。なお、地域クラブ活動での指導時間は、学校教育活動ではありません。

【地域クラブで活動するときの注意点】

指導中に急遽、教員としての業務が発生した場合

地域クラブ活動で指導をする際は、教員ではなく地域クラブ活動等の指導者となります。教員としての指導と地域クラブ活動等の指導者としての指導は明確に区別され、指導の際は地域クラブ活動の指揮命令に従う必要がありますが、もし地域クラブ活動で指導中に急遽教員としての勤務が必要となった場合は、**教員として勤務する必要があります**ので、地域クラブ活動等と雇用契約を結ぶ際に、必ず事前に勤務形態等を整理しておいてください。

指導中に事故が発生した場合

地域クラブ活動で指導中に事故が発生した場合は、学校ではなく地域クラブ活動等が責任を負うこととなります。また、勤務時間外でも信用失墜行為の禁止など地方公務員として遵守しなければならない事柄には、当然従う必要があります。なお、教員本人に事故があった場合は、地域クラブ活動は、スポーツ振興センターの災害給付や公務災害等の保障の対象とはなりませんので、**地域団体等での一括した保険**に加入するか、必要に応じて**個人で保険**に加入することを検討してください。

その他

地域クラブ活動等から報酬等を支給された場合、必要に応じ「**確定申告**」の手続きを適切に行ってください。

Q & A

兼職兼業の許可を得ずに地域クラブ活動で指導を行ったらどうなりますか？

私たち地方公務員は「地方公務員法」により営利企業への従事等の制限があり、任命権者の許可を得なければ、報酬を得て事務に従事することはできません。許可を得ずに報酬を得て事務に従事した場合は「懲戒処分」の対象になる可能性があります。

地域に人材がないため、教員である自分が地域クラブ活動に参加しなければならないのではないかと不安です。

地域クラブ活動で指導することを望んでいない職員に従事させることはあってはなりません。強要されるようなことがあれば、まずは校長や市教育委員会に相談しましょう。

学校で行う部活動の場合は、兼職兼業とはならないのでしょうか？

指導監督権限が校長にあるなど、学校の業務として行う場合は、兼職兼業の対象とはなりません。しかし、あくまで学校の施設を利用しているだけで、地域クラブ活動の指導者として地域クラブ活動等の指導監督下で行う場合は兼職兼業の対象となります。

報酬を辞退して無償でボランティアとして指導する場合も申請は必要ですか？

無償又は交通費のみの場合は市教育委員会の許可は不要です。ただし、校長において地域クラブ活動等に従事している職員を把握しますので、業務内容や勤務時間等について、校長に相談してください。

地域クラブ活動等から報酬をもらっている場合は、県の年末調整と一緒に調整できますか？

年末調整は県の給与等分のみしかできません。地域クラブ活動等から報酬を得ている場合は、各個人において「確定申告」を行う必要があります。

～このほか文科省の手引きも参考にしてください。～

URL:https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/mext_02032.html

